精神科訪問看護重要事項説明書

<令和7年10月1日 現在>

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0598-67-7596(午前8時30分~午後5時30分まで)

担当 及川 高志

2. 訪問看護ステーション mugi 概要

(1) サービス提供地域

名称	所在地	サービス提供する対象地域
訪問看護ステーションmugi	三重県松阪市伊勢寺町2800-1	松阪市、津市、伊賀市、名張市、 明和町、多気町、大台町、玉城町、伊
こども訪問看護ステーションmugi 津出張所	三重県津市本町 本町事務所 テナント2F 南号室	勢市、鳥羽市、度会町、大紀町、紀北 町、尾鷲市

※上記以外の地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 職員体制

管理者	常勤職員1名	管理統括	
看護師	常勤職員2名以上	訪問看護	1名は出張所看護職員としても勤務
理学療法士	常勤職員1名以上	リハビリテーション	出張所理学療法士としても勤務
作業療法士	常勤職員1名以上	リハビリテーション	

(3) 営業時間

月曜日~金曜日	午前8時30分 ~ 午後5時30分
定休日	土日祝、12月29日~1月3日

※ 営業日、営業時間外の訪問看護については、ご利用者様の依頼に応じて対応します。

(4) サービスの第三者評価の実施

第三者評価実施なし

- 3. 精神科訪問看護の提供方法(契約書第3条)
 - (1) ご利用者がかかりつけの医師へ申し込み、かかりつけの医師が訪問看護ステーションに交付した精神科訪問看護指示書により訪問看護を実施します。
 - (2) ご利用者またはご家族から訪問看護ステーションに直接申し込みがあり、精神科訪問看護指示書がない場合は、かかりつけの医師に訪問看護指示書の交付を求めるように助言します。
 - (3) ご利用者にかかりつけの医師がいない場合は、かかりつけの医師を決めて申し込むことを助言します。
- 4. 精神科訪問看護サービスの内容

訪問看護におけるサービス内容は下記の通りとします。

- (1) バイタル測定や精神症状のモニタリング
- (2) 服薬管理やセルフケアの援助
- (3) 利用者様の精神的ケア
- (4) 社会復帰支援
- (5) ご家族のサポート
- (6) 各種医療者の連携サポート

- 5. サービスの利用の方法(契約書第4条、第12条)
 - (1) サービスの利用開始

まずはお電話などでご相談ください。重要事項説明後、契約を結びます。その後、精神科訪問看護計画作成し、主治医の指示のもとサービスの提供を開始します。

- (2) サービスの終了
 - ① ご利用者の都合でサービスを終了する場合 サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。
 - ② 当社の都合でサービスを終了する場合 人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。 その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。
 - ③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- イ)ご利用者が介護保険施設等に入所または医療機関に長期入院した場合
- ロ) 精神科訪問看護における医療保険制度の対象から外れた場合
- ハ)ご利用者が死亡した場合
- ④ その他
 - イ) 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、ご利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
 - ロ)ご利用者が、サービス利用料金の支払を2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払わない場合、ご利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、ご利用者が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、またはご利用者やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。
 - ハ) 主治医の精神科訪問看護指示書の有効期限を超えた場合
- 6. 緊急時の対応方法 (契約書第9条)
 - (1) 緊急時の対応方法をかかりつけ医・ご利用者と確認して精神科訪問看護を開始することとします。
 - (2) 精神科訪問看護実施中にご利用者の病状に急変・その他緊急事態が生じた時は、速やかにかかりつけ 医に連絡し、適切な処置を行うこととします。かかりつけ医師との連絡が困難な場合に、緊急運搬等の必要な処置を講ずるものとします。
 - (3) 看護師等は前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかにかかりつけ医師及び管理者に報告します

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居 宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

- 7. サービス内容に関する苦情(契約書第14条)
 - (1) 当事業所ご利用者相談・苦情担当 担当 及川 高志

電話 0598-67-7596

(2) その他

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

各市町村 障害福祉担当

松阪市電話0598-53-4059名張市電話0595-63-7591大台町電話0598-82-3783鳥羽市電話0599-25-1183紀北町電話0597-46-3122

津市電話059-229-3157明和町電話0596-63-5461玉城町電話0596-58-8203度会町電話0596-62-2413尾鷲市電話0597-23-8203

伊賀市 電話 0595-22-9657 多気町 電話 0598-38-1114 伊勢市 電話 0596-21-5558 大紀町 電話 0598-86-2216

8. 弊社個人情報の取扱に関する苦情担当(契約書第6条、7条)

担当 及川 高志

電話 0598-67-7596

E-mail k.houkan.mugi@gmail.com

9. 事故発生の対応

サービス提供中に事故その他緊急事態が発生した場合、速やかに主治医及びご家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に連絡します。

10. 料金(契約書第10条)

(1) 精神科訪問看護·基本料金

精神科訪問看護基本療養費+訪問看護管理療養費+加算分)×負担割合

① 基本療養費

精神科訪問看護基本療養費(I		週3日目まで	30分以上	5,550円
	.)	週3日日まで	30分未満	4,250円
特件件初回有碳基平原食負(I)		週4日目以降	30分以上	6,550円
			30分未満	5,100円
精神科訪問基本療養費(Ⅲ)	同一日に2人	週3日目まで	30分以上	5,550円
			30分未満	4,250円
		週4日目以降	30分以上	6,550円
			30分未満	5,100円
	同一日に3人	週3日目まで	30分以上	2,780円
			30分未満	2,130円
		週4日目以降	30分以上	3,280円
			30分未満	2,550円
精神科訪問看護基本療養費(IV)		入院中の外泊時訪問時		8,500円

② 訪問看護管理療養費

月の初日の訪問の場合	7,670円
月の2日目以降の訪問の場合(1日につき)	3,000円

③ 基本療養費の加算

24時間対応体制加算 (24時間の対応)	6,800円/月	
特別管理加算(疾患名、状態による)	2,500 もしくは 5,000円/月	
退院時共同指導加算	8,000円 もしくは 10,000円	
退院支援指導加算(退院日)	6,000円 もしくは 8,400円	
在宅患者連携指導加算	3,000円/月	
精神科緊急訪問看護加算	月14日目まで	2,650円/日
	月15日目以降	2,000円/日

精神科複数回訪問加算	1日に2回の訪問		4,500円
作作代後数凹切间加昇 	1日に3回以上の訪問		8,000円
長時間訪問看護加算			5,200円
複数名訪問看護加算	看護師 作業療法士	1日に1回訪問	4,500円
		1日に2回訪問	9,000円
		1日に3回訪問	14,500円
	看護補助者		3,000円
早朝・夜間訪問看護加算 (6時~8時・18時~22時)			2,100円
深夜訪問看護加算 (22時~6時)			4,200円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算			2,000円
精神科重症患者支援管理連携加算			5,800円 もしくは 8,400円
訪問看護情報提供療養費			1,500円
ターミナルケア加算			25,000円

(2) 医療保険の給付とならない費用

営業日外利用料 (土曜日、日曜日、国民の祝日)			2,000円/回
1時間30分を超える長時間訪問看護の場合 (30分ごとに)			1,250円
	営業時間内		
営業時間外	18時~22時、午前7時~8時30分	1,500円	
	22時~7時	2,000円	
死亡後のご遺体のケア料		料	10,000円

- (3) 緊急時や訪問スケジュールによって高速道路を使用した場合は、高速料金をご負担して頂きます。
- (4) 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月10日以降に利用者に送付します。
- (5) 利用者は、当月の料金の合計額を翌月末日までに下記の方法にて支払います。
 - ① 銀行・郵便局口座からの引き落とし
 - ② 上記以外の金融機関からの引き落とし
 - ③ 郵便局窓口又はその他金融機関にて振り込み
 - ④ 現金でのお支払い
- (6) 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。
- (7) 利用者は、居宅においてサービス従業者がサービスを実施のために使用する水道、ガス、電気、電話、同行時の交通費等の費用を負担します。
- (8) 医療保険からの給付額の変更があった場合は、変更された額に合わせて、お客様の負担額を変更いたします。

11. サービスの中止によるキャンセル料(契約書第11条)

キャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。

①ご利用前日17:30までにご連絡いただいた場合	無料
②当日ご利用時間の3時間前までにご連絡いただいた場合	一律 840円
③当日ご利用時間の3時間前までにご連絡いただけなかった場合	一律 1,260円